

中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について

平成30年2月21日

1 制度の概要

(1) 制度の概要

- 中山間地域等の**農業生産条件が不利な地域**において、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため、集落協定等に基づき、**5年以上継続して農業等を行う農業者等に対して交付金を交付**。
- 平成12年度に制度が始まり、第4期対策は平成27年度から平成31年度までの5年間実施。

(2) 制度の基本的仕組み

○ 交付単価



体制整備単価(10a当たり)

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000円
	緩傾斜	8,000円
畑	急傾斜	11,500円
	緩傾斜	3,500円

○交付金の主な使い道



【法面の草刈作業を軽減させる芝の植栽】



【集落共同で利用する農業機械の購入】

1 制度の概要(第4期対策の加算措置)

①集落連携・機能維持加算

○集落協定の広域化支援(拡充)

・複数集落が連携して広域の協定を締結し、**新たな人材を確保しつつ、農業生産活動等を維持するための体制づくり**を支援

・単価 3,000円/10a(地目にかかわらず)

○小規模・高齢化集落支援(継続)

・本制度の実施集落が、**小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ農業生産活動**を支援

・単価 4,500円/10a(田)、1,800円/10a(畑)

※小規模・高齢化集落の農用地に対して加算

②超急傾斜農地保全管理加算(新規)

・**超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)**の農用地について、その**保全かつ有効活用**に取り組む集落を支援

・単価 6,000円/10a(田・畑)

【対象となる取組(①②からそれぞれ1つは実施)】

①農地を保全する活動(法面の保全、獣害対策)

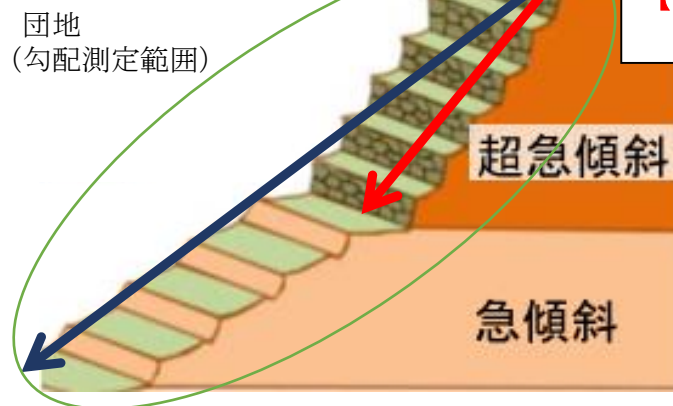
②農産物の販売や景観をPRする活動

(景観のPR、地域農産物のPR)



団地の勾配
田 1 / 18

田 1 / 10 以上
⇒超急傾斜加算
の対象
【単価】田・畑
6,000円/10a



1 制度の概要(集落戦略)

- 中山間地域等直接支払制度の取り組みを断念した方や
継続を心配している方へ

まだ農業は続けるけど、万が一耕作できなくなったときに集落に迷惑かけたくない…

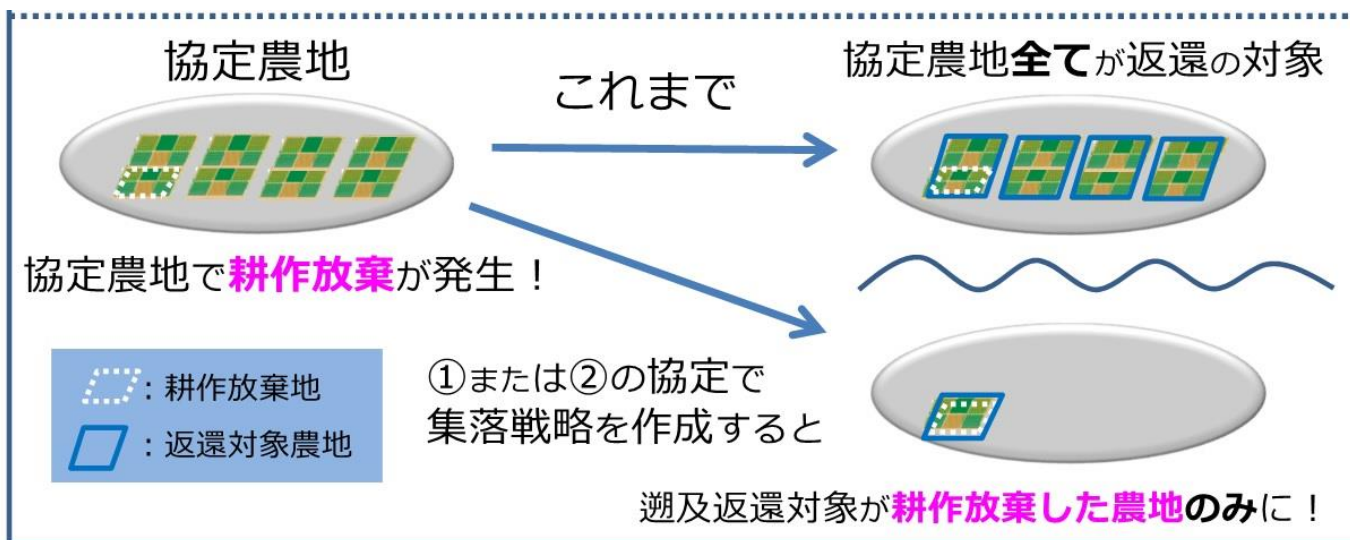


こういった声を受けて、中山間地域等直接支払制度を一部見直しました！！

平成28年度より

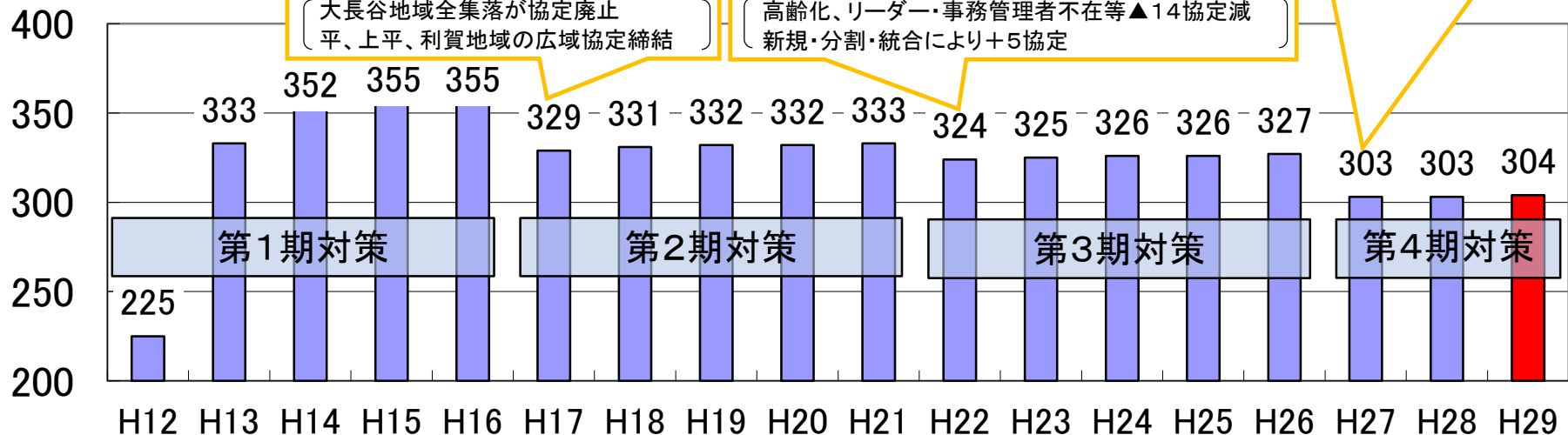
①、②のどちらかを満たしている協定は、**集落戦略**を作成することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が**全ての協定農地**から**耕作放棄された農地**のみに緩和されます。

- ①協定農地が合計15ha以上(現況でも新規統合でもOK)
- ②集落連携・機能維持加算に取り組んでいる



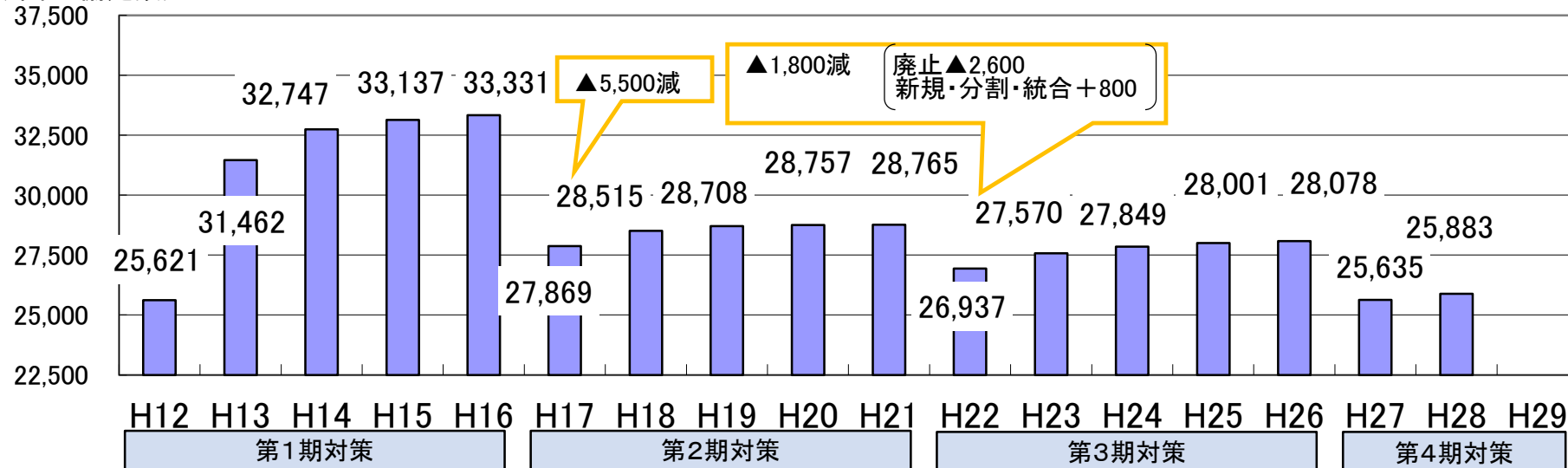
中山間地域等直接支払制度 県 協定数

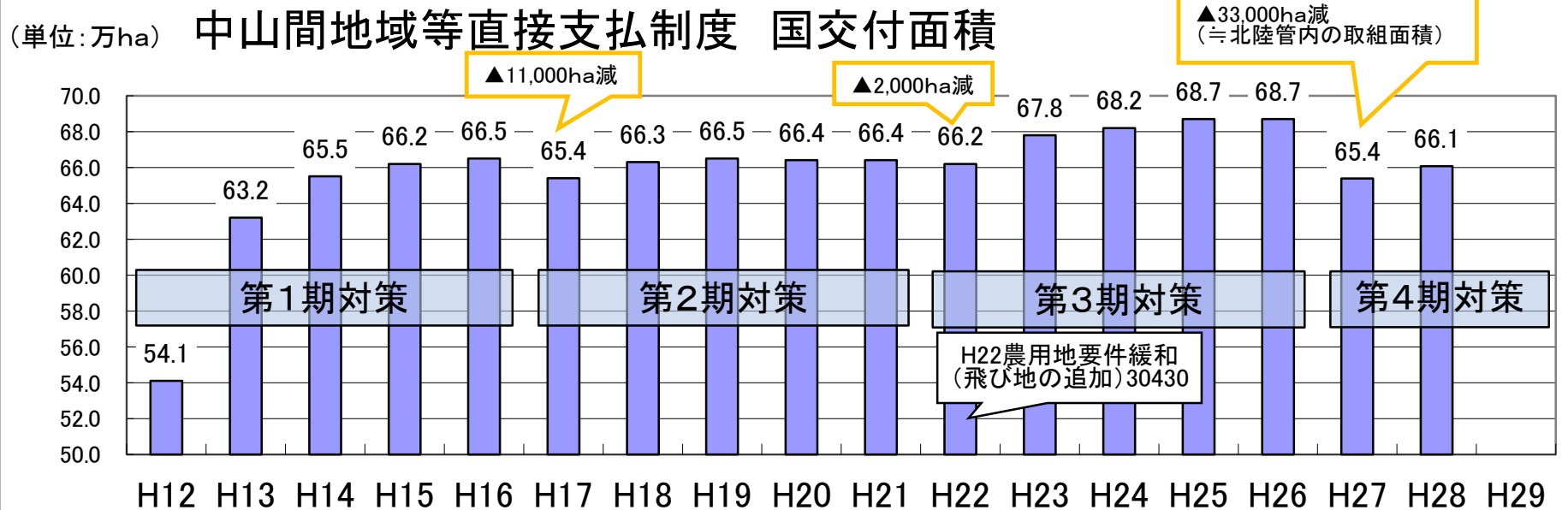
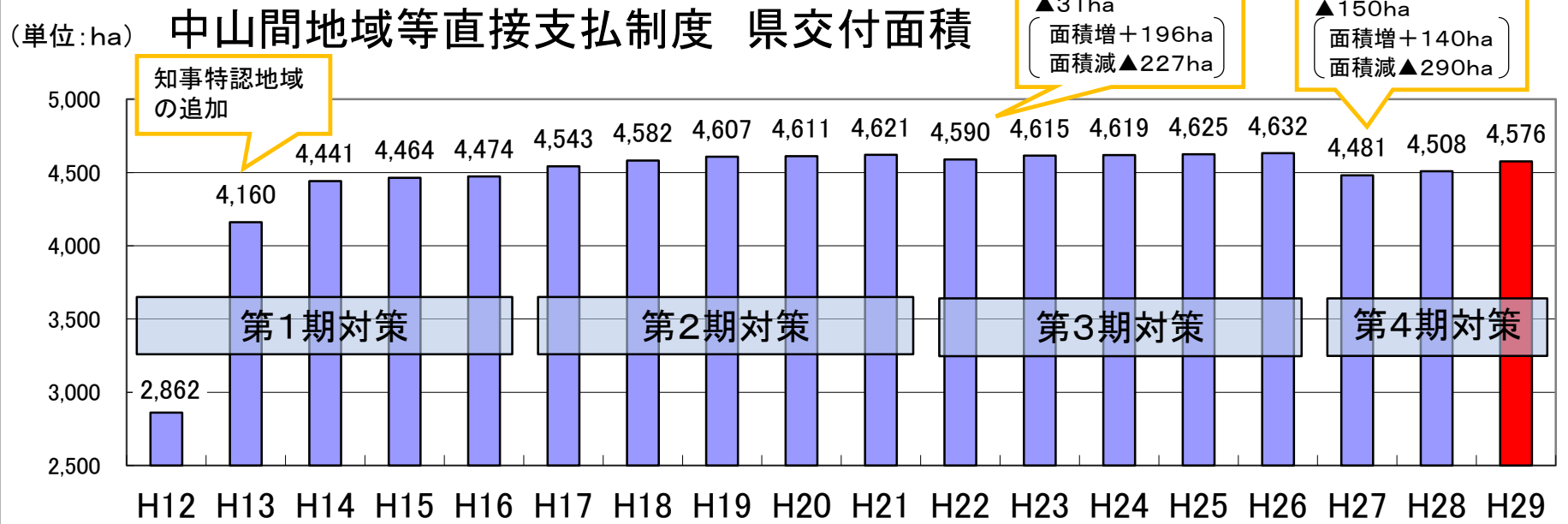
(単位:協定数)



中山間地域等直接支払制度 国 協定数

(単位:協定数)



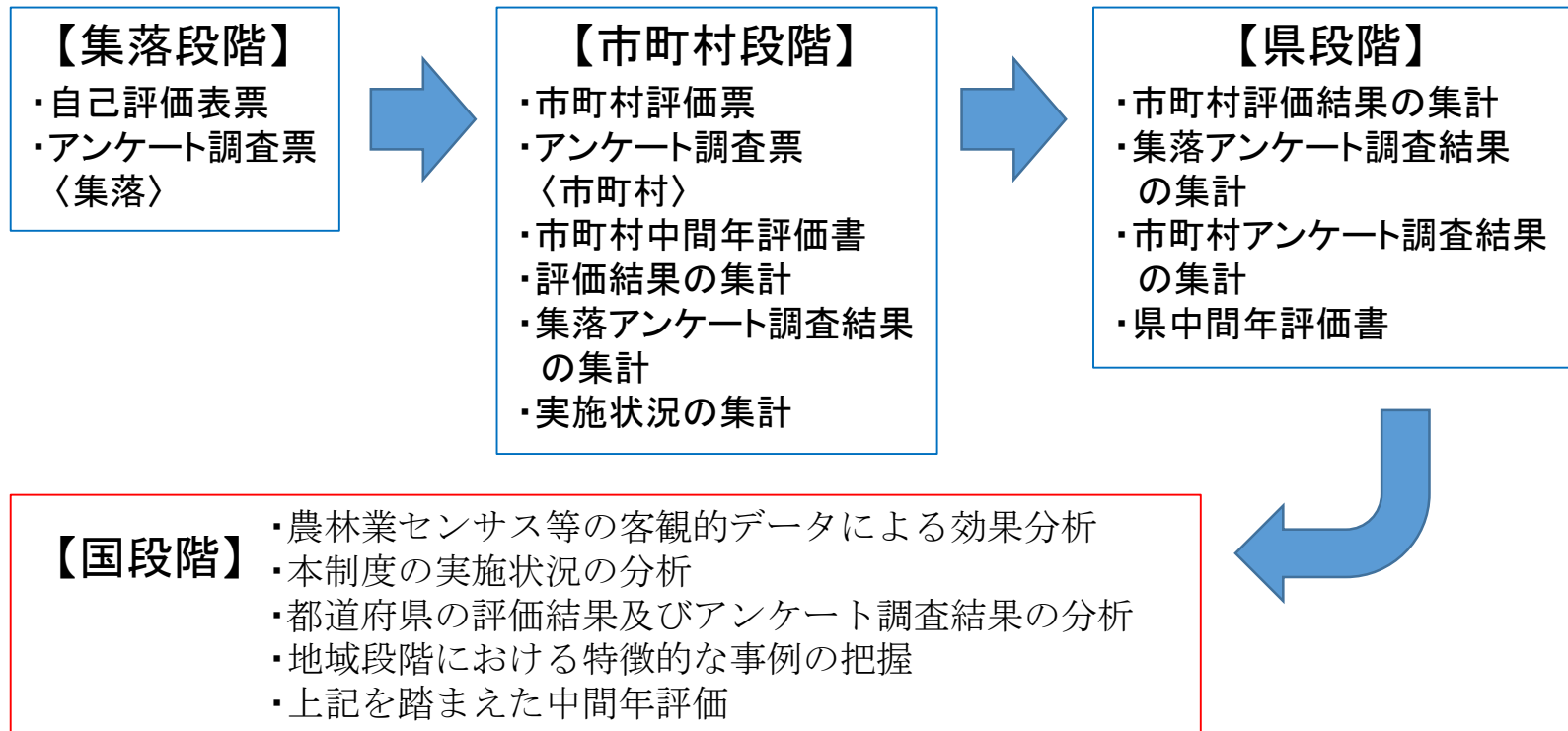


2 実施状況

市町村	第3期対策(平成26年度)				第4期対策(平成27年度)				第4期対策(平成29年度)					実施率 【b/a】
	対象農 用地積 (ha)	協定 数	集 落数	交 付 面 積 (ha)	対象農 用地積 (ha)	協定 数	集 落数	交 付 面 積 (ha)	対象農 用地積 【a】	協定 数	集 落数	交 付 面 積 【b】 (ha)	H29 -H27 交 付 面 積 の 増 減	
富山市	1,488	102	119	1,289	1,486	81	102	1,198	1,486	81	102	1,204	+6	81%
高岡市	132	9	9	96	132	9	9	94	132	9	9	94	0	71%
魚津市	393	23	24	373	393	24	24	357	393	24	24	358	+1	91%
氷見市	510	41	44	396	518	38	41	357	518	38	41	432	+75	83%
滑川市	375	14	14	360	375	14	14	361	377	14	14	363	+2	96%
黒部市	466	20	29	422	460	21	30	405	460	21	30	406	+1	88%
砺波市	180	20	20	140	180	19	20	133	180	19	20	133	0	74%
小矢部市	216	26	26	200	217	25	25	195	217	25	25	197	+2	91%
南砺市	1,098	50	88	1,015	1,098	50	88	1,022	1,105	51	89	1,025	+3	93%
上市町	128	8	9	110	128	8	9	103	128	8	9	103	0	81%
立山町	124	8	8	112	175	8	8	137	180	8	8	142	+5	79%
朝日町	124	6	6	119	122	6	6	119	122	6	6	119	0	97%
計	5,235	327	396	4,632	5,286	303	376	4,481	5,299	304	377	4,576	+95	86%

3 第4期対策における中間年評価

- ・実施要領及び実施要領の運用に基づき中間年評価は、実施されるもの。
- ・中間年評価は、協定活動の取組状況を点検し、本制度の効果を確認するとともに、点検の結果浮かび上がる協定活動の改善点及び現行制度の課題を明確化し、第4期対策の更なる推進と次期対策に向けた検討に資することを目的とする。
- ・各段階における中間年評価の取組



3 第4期対策における中間年評価

○交付金交付の評価

【実施要領の運用:第17 交付金交付の評価】

集落において、協定に規定した取組の進捗状況について評価

- ・ 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況
- ・ 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況
- ・ 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況
- ・ 集落協定内における話し合いの状況
- ・ 集落戦略への取組状況

○制度の評価（成果と課題）

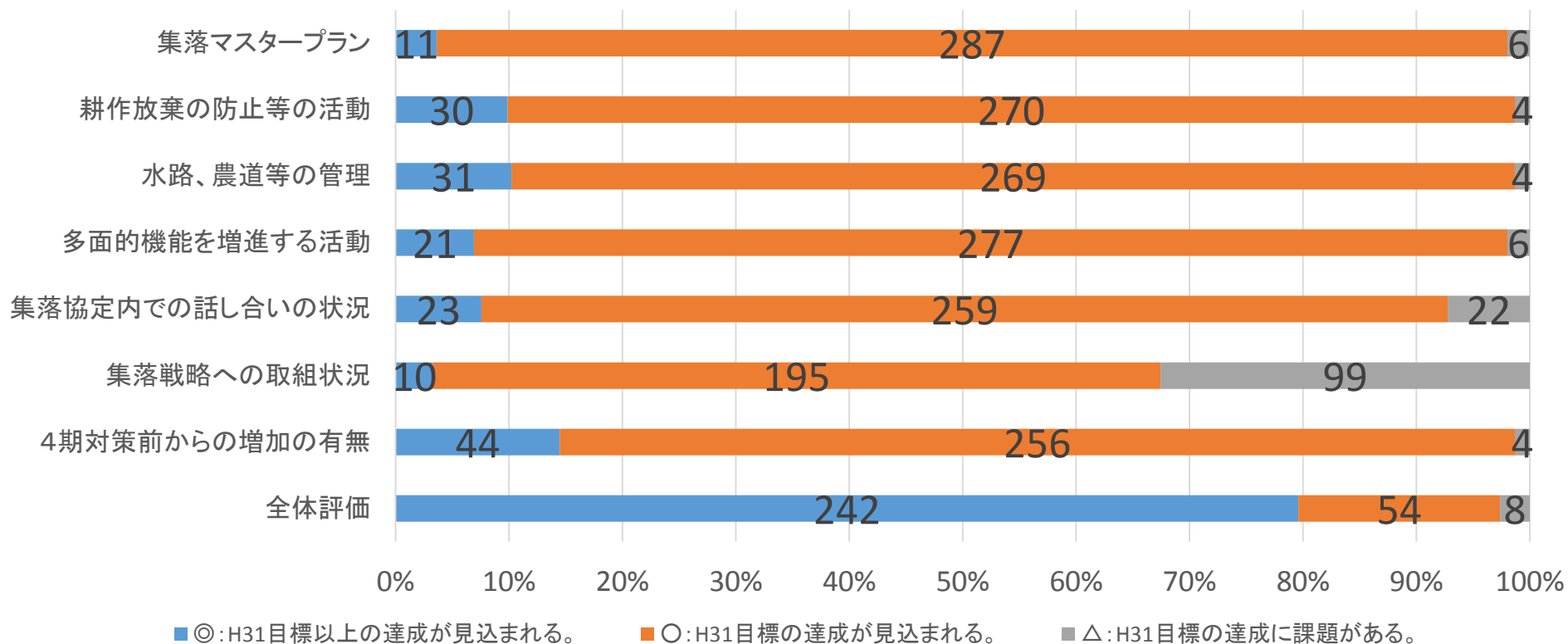
【実施要領:第13 交付金交付の評価】

県は、中立的な第三者機関（農山村振興対策委員会）において、検討し評価その結果を国へ提出

3 第4期対策における中間年評価

《市町村の評価結果より》

□ H31目標の実施見込みに対する評価は
…概ね、9割を超えて達成が見込まれる。



集落戦略への取組状況 ⇒ 1/3の99集落において課題がある。

3 第4期対策における中間年評価

《市町村の評価結果より》

集落戦略への取組状況 ⇒ 1/3の99集落において課題がある。

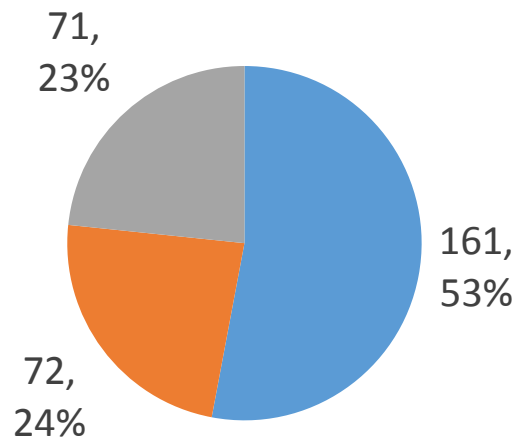
□ 集落戦略に対する評価は

作成する必要性 … 必要 ⇒ 54%、不必要 ⇒ 24%

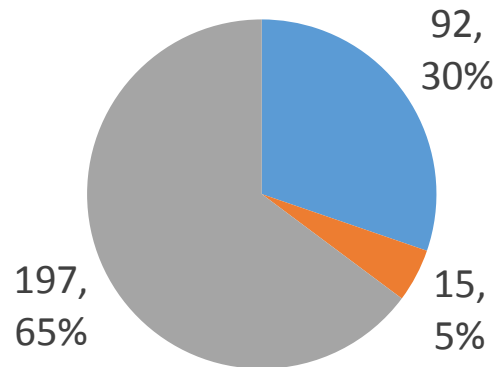
作成状況 … 作成済+作成中 ⇒ 35%、未作成 ⇒ 65%

実現に向けた取組 … 実施中 ⇒ 18%、検討中 ⇒ 28%、未実施 ⇒ 54%

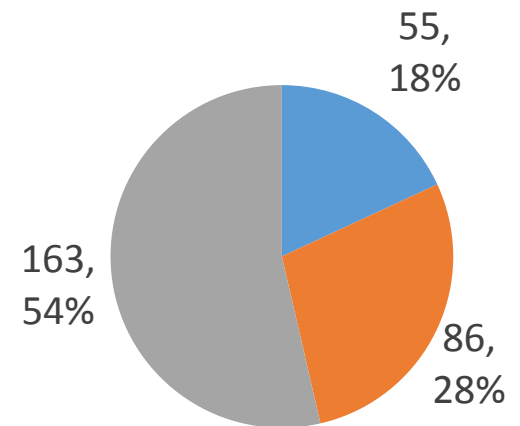
作成する必要性



作成状況



実現に向けた取組



■ ① 必要 ■ ② 不必要 ■ ③ 分からない

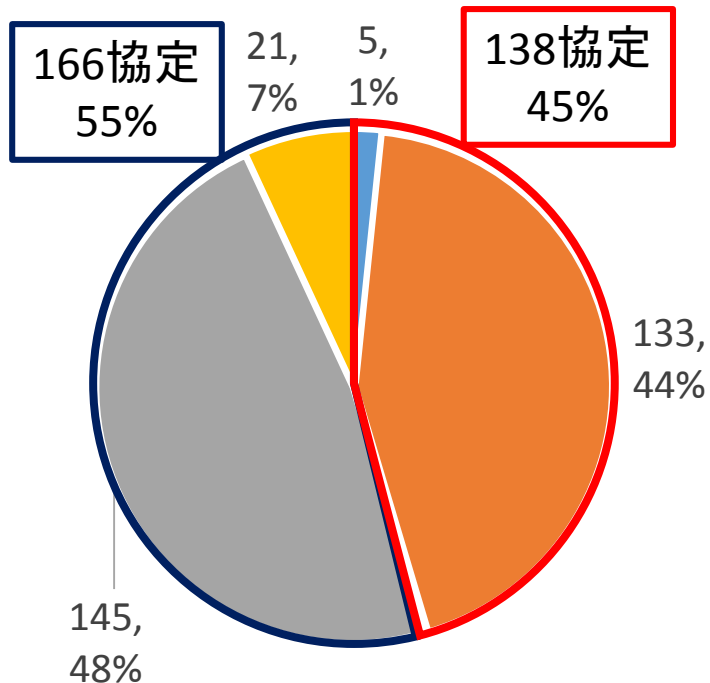
■ ① 作成済 ■ ② 作成中 ■ ③ 未作成

■ ○ 実施中 ■ △ 実施を検討
■ × 未実施

3 第4期対策における中間年評価

《アンケート結果より》

- 全304協定において、次期対策(平成32年度～)に
 - …取り組むことができる集落協定 ⇒ 138協定 (45%)
 - …荒廃が懸念、継続が困難 ⇒ 166協定 (55%)



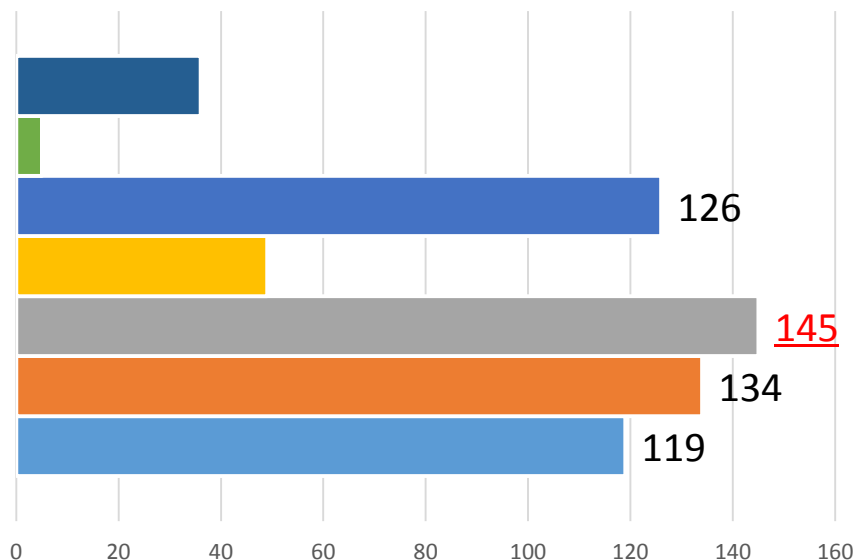
- ①協定農用地を拡大し、次期対策にも取り組むことができる
- ②協定農用地は現状のままで、次期対策にも取り組むことができる
- ③次期対策には取り組むが、一部、荒廃が懸念される協定農用地を協定から除外せざるを得ない
- ④次期対策に取り組むことは困難と思われる

3 第4期対策における中間年評価

《アンケート結果より》

□10年後、「一部、荒廃しているかもしれない」理由【複数回答(3つまで)】

- …農業の担い手が不在、または不足 ⇒ 145集落
- …高齢化や人口減少により、農道・水路等の管理が困難 ⇒ 134集落
- …鳥獣被害の拡大 ⇒ 126集落
- …高齢化・後継者不足によるリーダー等の不在 ⇒ 119集落



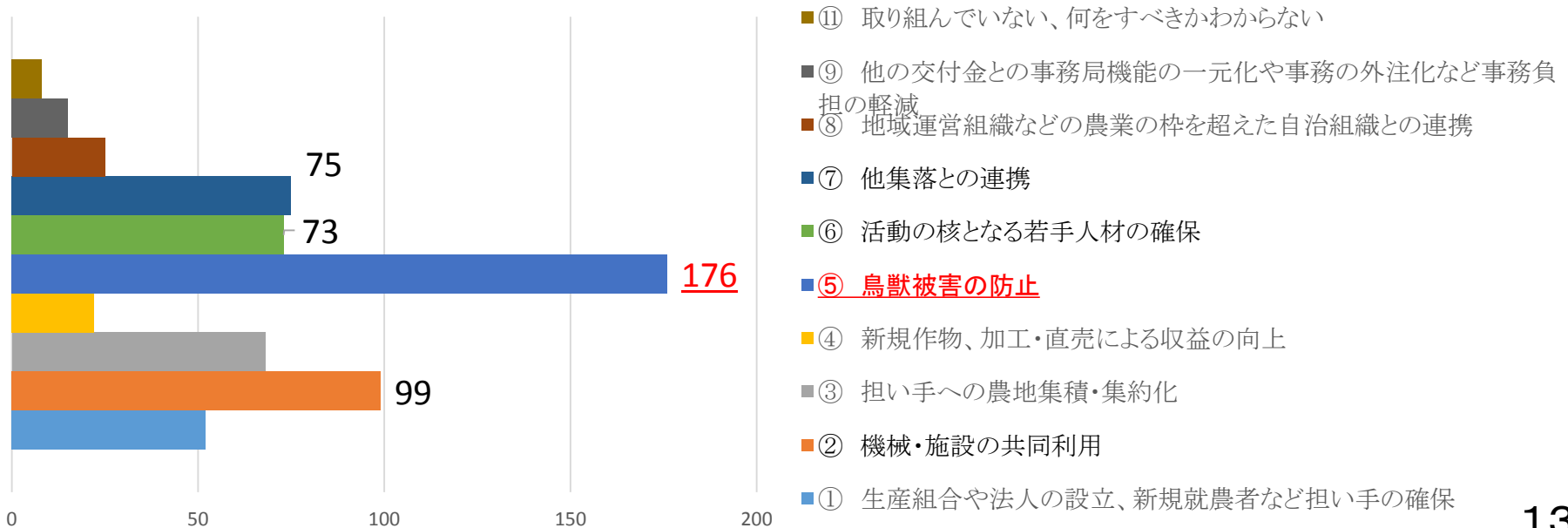
- ⑦ 耕作放棄の発生に伴う遡及返還への不安
- ⑥ 出役調整や日当の支払いなどの事務負担
- ⑤ 鳥獣被害の拡大
- ④ 農業生産自体の収益が見込めず耕作の継続が困難
- ③ 農業の担い手が不在、または不足
- ② 高齢化や人口減少により、農道・水路等の管理が困難
- ① 高齢化・後継者不足によるリーダー等の不在

3 第4期対策における中間年評価

《アンケート結果より》

□ 協定農用地の保全・管理、共同活動の継続的な実施のために取り組んでいるもしくは、今後、取り組もうと考えていること【複数回答(3つまで)】

- …鳥獣被害の防止 ⇒ 176集落
- …機械・施設の共同利用 ⇒ 99集落
- …他集落との連携 ⇒ 75集落
- …活動の核となる若手人材の確保 ⇒ 73集落



3 第4期対策における中間年評価

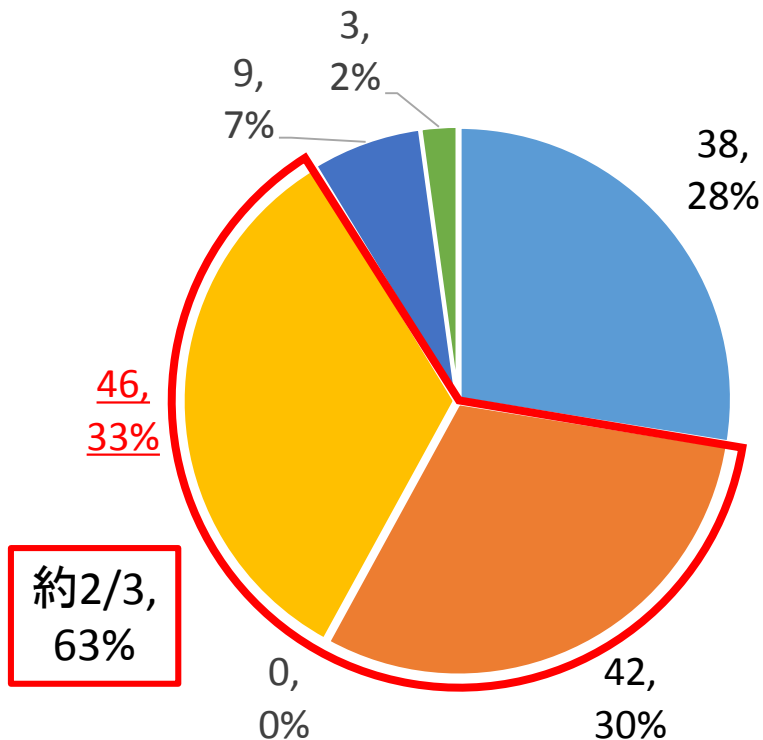
《アンケート結果より》

□ 10年後に協定農用地の維持管理の中心となる者は

…集落ぐるみ ⇒ 46協定 (33%)

…協定参加者である法人や生産組織 ⇒ 42協定 (30%)

…協定参加者である農家（個人） ⇒ 38協定 (28%)



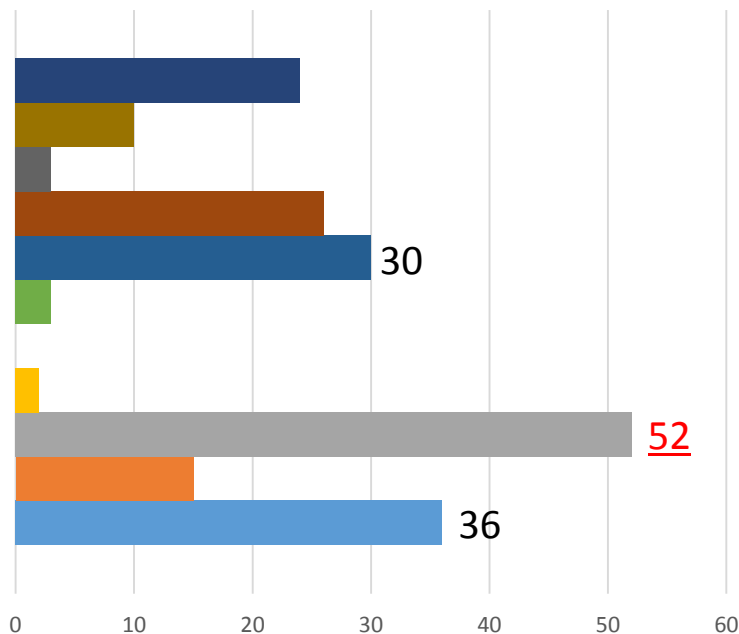
- ① 協定参加者である農家(担い手)
- ② 協定参加者である法人や生産組織
- ③ 協定参加者である新規就農者
- ④ 現在の協定参加者(集落ぐるみ)
- ⑤ 協定参加者の後継者
- ⑥ 協定外の法人、生産組合、個人

3 第4期対策における中間年評価

《アンケート結果より》

□ 10年後も協定農用地の耕作又は維持管理、農道・水路等の管理等の共同活動ができる体制が整ってきた理由は

- …担い手への農地の集積・集約化 ⇒ 52集落
- …生産組織の設立
- …人材の確保



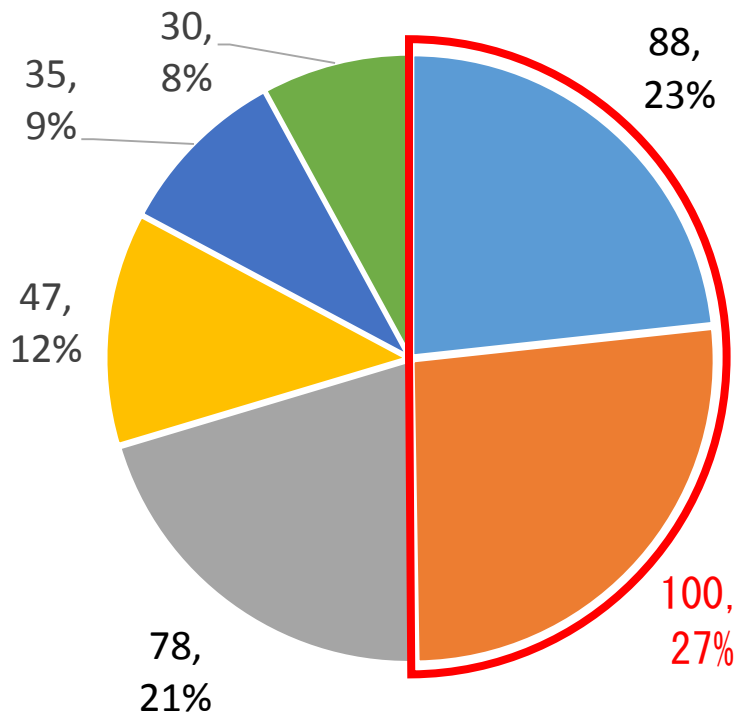
- ⑪ 寄り合い回数の増加や祭りの復活など地域活動が活発となった。
- ⑩ 地域での役割分担が明確となり、女性や高齢者、子供の活動が活発になった。
- ⑨ 若年層の定住化や移住者により集落の人口が維持・増加した。
- ⑧ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ、または気運が高まった。
- ⑦ 活動の核となる若手人材を確保できた、または確保できる目処が立った。
- ⑥ 棚田オーナー制度や体験農園、収穫体験など各種体験プログラムの実施等の取組により交流人口が増加し、地域外からの出資や消費、労働力を呼び込めた、またはその目処が立った。
- ⑤ 加工、直売、農家レストラン等に取り組み所得が増加した、または増加の目処が立った。
- ④ 新規作物や有機栽培等を導入し、所得が増加した、または増加の目処が立った。
- ③ 担い手への農地集積・集約面積、作業委託面積が増加した。
- ② 新規就農者やオペレーターが確保できた、または確保の目処が立った。
- ① 生産組合や法人を設立できた、またはその機運が高まった。

3 第4期対策における中間年評価

《アンケート結果より》

□協定農用地の保全・管理、共同活動の継続的な実施を確保するための取組を実現、または開始するためには、どのような支援が必要か

- …第三者による集落内の調整や他集落と連携に向けた支援 ⇒ 100集落
- …組織・法人の設立や農地集積に向けた調整 ⇒ 88協定
- …核となる人材の斡旋 ⇒ 78協定



人的支援

- ① 組織・法人の設立や農地集積に向けた調整に関する支援
- ② ノウハウを持った第三者による集落内の調整や他集落と連携に向けた支援
- ③ 新規就農者、地域おこし協力隊、NPO法人など核となる人材の斡旋
- ④ 出役調整や交付金の配分など事務手続の補助
- ⑤ 新規作物の導入や加工・直売に関する技術的支援及び販路の確保
- ⑥ 集落の農家動向を踏まえ、高収益作物の導入や加工・直売、都市との交流など集落の目指すべき「将来ビジョン」の提示

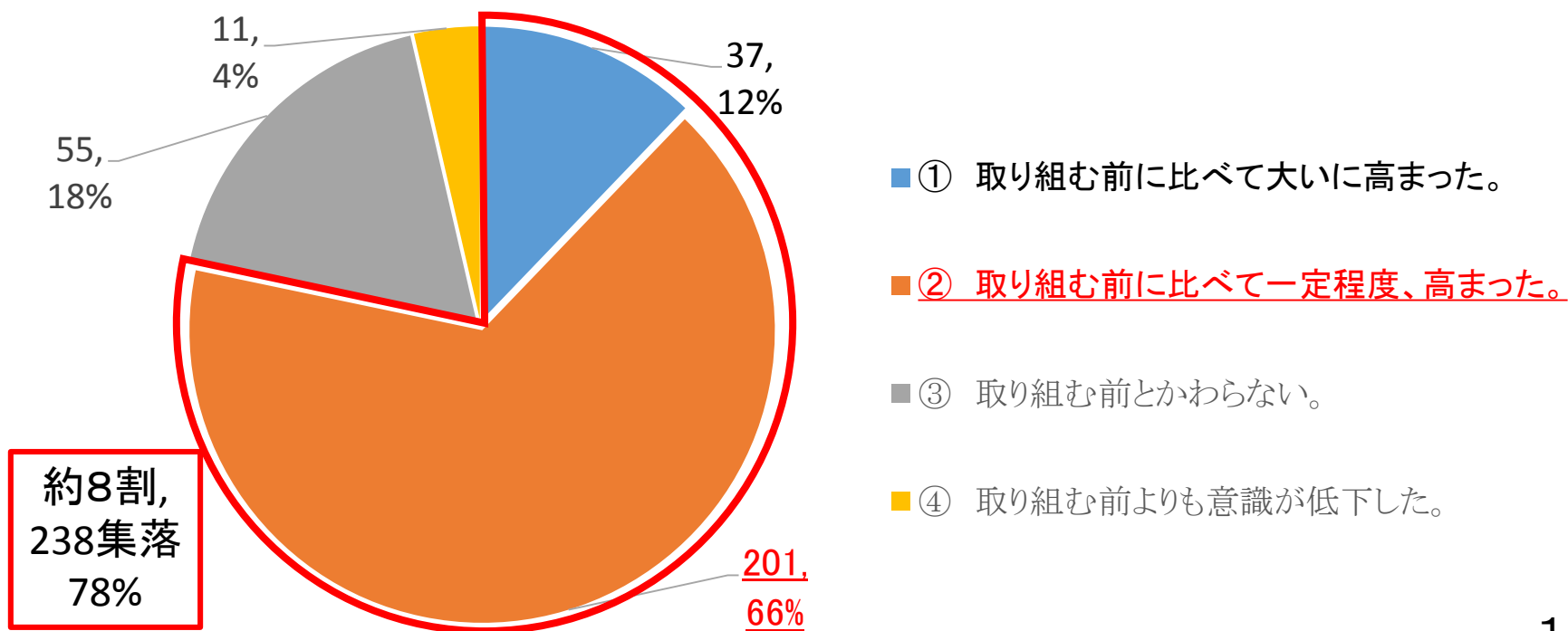
3 第4期対策における中間年評価

《アンケート結果より》

□本制度に取り組むことにより「協働意識」は集落で定着したか

…取り組む前に比べて一定程度、高まった ⇒ 201協定 (66%)

…取り組む前に比べて大いに高まった ⇒ 37協定 (12%)



3 第4期対策における中間年評価

【成果と課題】

○成果

市町村の評価結果＝目標以上の達成、目標の達成 ⇒ 97.4%
⇒5年間といった近い将来の期間目標を決定することで
営農継続に取り組む動機付けとなっている。

○課題

次期対策に取り組めるとする集落においても

しかし、10年後の実施状況となると、半数が農地の荒廃を懸念している。

- ・取組を継続できない理由 ⇒ 「担い手が不在・担い手不足」…最も多い
+ 「鳥獣被害の拡大」も大きな要因
- ・活動の継続に向けての取組活動 ⇒ 「鳥獣被害の防止」が突出

営農意欲の減退による荒廃農地の発生防止に対する支援として、
⇒鳥獣被害対策への支援について充実を図る。

3 第4期対策における中間年評価

【成果と課題】

○成果

集落の維持管理としては、

約2/3を占める

集落の農地等を保全管理するといった目標を共有し、ともに力を合わせて活動する意識

⇒ 「現在の協定参加者(集落ぐるみ)」

「協定参加者である法人や生産組織」

協働意識の定着が
図られている。(約8割)

継続に不安を抱いている集落はまだ多い

○課題

「組織・法人の設立や農地集積に向けた調整に関する支援」
「集落内の調整や他集落と連携に向けた支援」「核となる人材の斡旋」
などが求められており、それらへの支援の充実を図る。

地域が活性化するためには、人が集まり、生業があって、生計が立てられることが必要

⇒地域における所得の向上に向け

- ・地域資源を活用した特産品の掘起こしや開発・加工に取り組み、
 - ・その特産品を販売する直売所や農家レストラン等への展開 等
- 所得向上を目指す活動組織を育成して行くことが重要である。

4 平成30年度の取組方針

(1) 第4期対策の開始時に協定締結できなかった農地への対応

①継続への取組

…協定の継続締結を断念した集落については、自らの地域に何らかのかかわりを持ちたいとの意識は高いと考えられることから、周辺の協定との連携や外部から農村サポーターなどの募集等で、支援してもらえる人材の確保ができるよう、市町村とともに協定の再締結を目指す。

②新規締結への取組

…5年間の営農継続への懸念から協定締結を断念した農地については、耕作放棄化される可能性が高いことから、集落戦略による国庫返納の緩和について市町村とともに周知を図り、新規締結へ導く。

(2) 農家所得の向上への対応

①加算措置への取組

…超急傾斜農地保全管理加算について、取組により地域ブランドの確立による所得の増加に結び付くとともに、法面や耕作道等の維持・改良、防草シートの設置による、担い手の負担が軽減され、維持管理できる体制が整うことから、要件を満たしている地域において適用を促す。

②地域における所得向上への取組

…地域資源を活用した特産品の掘起こしや開発・加工に取り組み、その特産品を販売する直売所や農家レストラン等への展開等、所得向上を目指す活動組織を支援する。